

平成 25 年 8 月 7 日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

中央最低賃金審議会  
会長 仁田 道夫

平成 25 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

平成 25 年 7 月 2 日に諮問のあった平成 25 年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

#### 記

- 1 平成 25 年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙 1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙 2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙 1 の 2 に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 政府において、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」に掲げられた好循環を生み出す経済運営のためにも、中小企業・小規模事業者の生産性向上をはじめとする中小企業・小規模事業者に対する支援等の拡充に取り組むことを強く要望する。  
また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

## 平成 25 年度地域別最低賃金額改定の日安に関する公益委員見解

平成 25 年 8 月 5 日

1 平成 25 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の日安は、表 1 中の下線が付されていない 36 県（生活保護水準と最低賃金との乖離額（比較時点における最新のデータに基づく生活保護水準と最低賃金との乖離額から、前年度の地域別最低賃金引上げ額を控除してもなお残る乖離額をいう。以下同じ。）が生じていない県）については、表 1 の金額欄に掲げる金額とする。

表 1 中の下線が付された 11 都道府県（乖離額が生じている都道府県）については、当該金額と、以下の(1)又は(2)に掲げる金額とを比較して大きい方の金額とする。

(1) 表 2 中の下線が付されている 6 都道府県（昨年度の地方最低賃金審議会において、今年度に乖離額を解消することとされていた都道府県）については、原則として、それぞれ同表の C 欄に掲げる乖離額を、昨年度の時点においてそれぞれの地方最低賃金審議会が定めた予定解消期間の年数から 1 年を控除した年数（以下「予定解消残年数」という。）で除して得た金額とする。

ただし、原則どおりとした場合に、地域別最低賃金と実際の賃金分布との関係等を勘案して、地域の経済・企業・雇用動向等に著しい影響を及ぼすと考えられるケース（北海道）については、当該金額を原則としつつ、同表の C 欄に掲げる乖離額を予定解消残年数に 1 年を加えた年数で除して得た額も踏まえ、できるだけ速やかな解消に向けた審議を行うものとする。

(2) 表 2 中の下線が付されていない 5 府県（最新のデータに基づいて最低賃金と生活保護水準の比較を行った結果、乖離額が再び生じた府県）については、原則として、それぞれ同表の C 欄に掲げる乖離額を、地方最低賃金審議会が定める予定解消期間の年数（原則 2 年以内）で除して得た金額とする。

(表 1)

ランク	都道府県	金額
A	<u>千葉</u> 、 <u>東京</u> 、 <u>神奈川</u> 、愛知、 <u>大阪</u>	19円
B	茨城、栃木、 <u>埼玉</u> 、富山、長野、静岡、三重、滋賀、 <u>京都</u> 、 <u>兵庫</u> 、 <u>広島</u>	12円
C	<u>北海道</u> 、 <u>宮城</u> 、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡	10円
D	<u>青森</u> 、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	10円

(表 2)

都道府県	平成 23 年度データ に基づく乖離額 (A)	平成 24 年度地域別 最低賃金引上げ額 (B)	残された乖離額 (C) (= A - B)
<u>北海道</u>	3 6 円	1 4 円	2 2 円
青森	9 円	7 円	2 円
<u>宮城</u>	1 9 円	1 0 円	9 円
埼玉	1 8 円	1 2 円	6 円
千葉	9 円	8 円	1 円
<u>東京</u>	2 6 円	1 3 円	1 3 円
<u>神奈川</u>	2 2 円	1 3 円	9 円
京都	1 1 円	8 円	3 円
<u>大阪</u>	2 2 円	1 4 円	8 円
兵庫	1 4 円	1 0 円	4 円
<u>広島</u>	2 0 円	9 円	1 1 円

2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成 23 年 2 月 10 日に中央最低賃金審議会において了承された「中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会報告」の 4 (2) で合意された今後の目安審議のあり方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における合理的な自主性発揮が確保できるよう整備充実に努めてきた資料を基にするとともに、「現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、経済財政運営と改革の基本方針(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)及び日本再興戦略(同日閣議決定)に配意した」調査審議が求められたことに特段の配慮をした上で、東日本大震災による地域への影響にも配慮し、地域別最低賃金と実際の賃金分布との関係等にも配慮する等、諸般の事情を総合的に勘案して審議してきたところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記の見解を十分に参酌され、かつ、上記の資料を活用されることを希望する。なお、目安は地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではなく、地方最低賃金審議会が自主性を発揮すること及び全国的な整合性の確保の観点から、目安を十分参酌されることを強く期待する。

(2) 昨年度の地方最低賃金審議会において、原則として今年度に乖離額を解消することとされていた 6 都道府県(北海道、宮城、東京、神奈川、大阪、広島)については、今年度の乖離解消額は、平成 20 年度以降の公益委員見解で示した考え方を踏まえれば、最新のデータに基づいて算出された乖離額を、予定解消残年数で解消することを前提に定められるものである。

しかし、最新のデータに基づいて最低賃金と生活保護水準との比較を行った結果、昨年度の地方最低賃金審議会において最低賃金が生活保護水準を下回っているとされた都道府県のうち、宮城を除いて乖離額が昨年度と比較して拡大するといった状況が見られ、前提どおりとした場合に、地域別最低賃金と実際の賃金分布との関係等を勘案すれば、地域の経済・企業・雇用動向等に著しい影響を及ぼす地域も存在するも

のと考えられるところである。

このため、地域別最低賃金の具体的な水準は、地域における労働者の生計費なかならず生活保護のみによって定められるものではなく、労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払能力も含めて総合的に勘案して決定されるべきものであることにかんがみれば、今年度においては、上記の公益委員見解で示した考え方に基づく乖離額の解消方法を見直すこともやむを得ないものとする。

具体的には、今年度の乖離解消額の目安については、5都府県（宮城、東京、神奈川県、大阪、広島）については、乖離額を予定解消残年数で除して得た金額を原則とすることが適当である。ただし、地域別最低賃金と実際の賃金分布との関係等を勘案して、地域の経済・企業・雇用動向等に著しい影響を及ぼすと考えられるケース（北海道）については、C欄の乖離額を原則としつつ、昨年度の時点においてそれぞれの地方最低賃金審議会が定めた予定解消残年数に1年を加えた年数で除して得た額も踏まえ、できるだけ速やかな解消に向けた審議を行うことが適当である。

- (3) 上記(2)の見直しに伴う乖離額の予定解消期間の見直しについては、昨年度の地方最低賃金審議会において、原則として今年度に乖離額を解消することとされていた6都道府県のうち、地域別最低賃金と実際の賃金分布との関係等を勘案して、地域の経済・企業・雇用動向等に著しい影響を及ぼすと考えられる地域（北海道）については、予定解消残年数に1年を加えた年数までと見直すことが適当と考える。

なお、具体的な予定解消期間については、地域の経済・企業・雇用動向等も踏まえ、地方最低賃金審議会がその自主性を発揮することを期待する。

- (4) また、今後の最低賃金と生活保護水準の比較については、引き続き比較時点における最新のデータに基づいて行うことが適当と考える。
- (5) 目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が今年度の地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

## 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

平成 25 年 8 月 5 日

## 1 はじめに

平成 25 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

## 2 労働者側見解

労働者側委員は、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」に配意した調査審議が求められたこと並びに諮問に際しての大臣からの挨拶を受け止めつつ、公労使三者の真摯な話し合いを通じた審議が基本的態度であるとの認識を示した上で、物価上昇や、非正規労働者及びワーキングプアの増加といった格差・貧困問題が深刻化している中であって、セーフティネットである最低賃金制度の役割の重要性が高まっており、最低賃金の引上げによって、賃金全体を底上げし、国民が安心して暮らせる社会をつくる必要があると主張した。

また、最低賃金はその役割を発揮するためには、高卒初任給やリビングウェイジの水準の早期達成が必要であり、勤労による生活の成立とそこからの労働力の再生産や内需の拡大を通じた経済成長の促進といった好循環を生み出していくことが重要であると主張した。

今年度の目安審議に当たっては、地域における労働者の生計費・賃金水準を重視すること、物価上昇、特に低所得者層における影響に配慮すること、憲法第 25 条、最低賃金法第 1 条、労働基準法第 1 条の趣旨を十分に考慮しつつ、また、C・D ランクの本来あるべき水準を加味した議論を行いたいと主張した。

生活保護との乖離があった地域については、未だに全て解消できていないのは遺憾であるとした上で、最低賃金法第 9 条第 3 項の趣旨にかんがみ、乖離額は全額今年で解消すべきである。最低賃金と生活保護との整合性については、生活保護については県庁所在地の水準で考慮することや最低賃金額が生活保護水準を相当程度上回っていないこと、地方最低賃金審議会での逆転解消に関する審議について、強いメッセージを出すべきと主張した。

また、生活扶助基準額が今後引き下げられるからといって、最低賃金の引上げを抑制するものではないと主張した。

## 3 使用者側見解

使用者側委員は、企業を取り巻く環境として、今後景気回復へと向かうことが期待される一方、円安による燃料及び原材料価格の上昇や欧州債務問題、米国の経済状況のリスクなど日本経済をめぐる不確実性は引き続き大きいとの認識を示した上で、業況判断 DI、日銀短観、所定内給与の減少トレンド、景気ウォッチャー調査が示す中小企業・小規模事業者の経済環境は依然として厳しく、実態にそぐわない最低賃金の大幅な引上げ

は、中小企業・小規模事業者の存続を脅かし、雇用や地域経済にも悪影響を及ぼすと主張した。

今年度の目安審議に当たっては、公労使三者が話し合いを通じて法の原則及び目安制度を基とするとともに、時々把事情を総合的に勘案すべきこと、賃金改定状況調査結果の第4表の賃金上昇率を重視することを主張した。

また、諮問の際に配意するよう求められた「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」については、平成23年の目安制度のあり方に関する全員協議会で合意した内容に照らせば、「時々的事情」としてとらえるべきものであり、配意しつつも、重視しすぎることなく、一定程度の配慮にとどめるべきであると主張した。加えて、目安額を検討する際は経済成長率などの目標値ではなく、実績値に基づいた議論をすべきであると主張した。

今年度の目安については、中小企業・小規模事業者の経営体質を強化できる支援策の拡充がないままで、大幅な引上げは困難であり、最低賃金の引上げが人員削減や採用抑制といった動きにつながる可能性があることを十分考慮する必要がある。また、第4表の賃金上昇率を大幅に上回る引上げは困難であると主張した。

生活保護との乖離については、乖離額を解消しても再び乖離が生じる「逃げ水」のような状況にある。乖離解消にあたっては、従来ルールに則って行うべきであり、北海道などの大幅な乖離が生じている地域については、解消年数を延長するなどの柔軟な対応が必要であると主張した。

#### 4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

#### 5 公益委員見解及びこれに対する労使の意見

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成23年2月10日に中央最低賃金審議会において了承された「中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会報告」の4(2)で合意された今後の目安審議のあり方を踏まえ、加えて、「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月14日閣議決定）及び「日本再興戦略」（同日閣議決定）に配意し、また、一定の前提の下での比較（当該前提の下での最新のデータに基づく比較は、別添参照。）を行った結果、生活保護水準と最低賃金との乖離額が生じている地域については、実際の賃金分布との関係等にも配慮しつつ、上記の労使の中小企業・小規模事業者の経営実態等への配慮及びそこに働く労働者の労働条件の改善の必要性に関する意見等にも表れた諸般の事情を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点並びに平成20年度以降の公益委員見解で示した考え方に基づく生活保護水準と最低賃金との乖離額の

解消方法の見直しに関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、政府において、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」に掲げられた中小企業・小規模事業者の生産性向上をはじめとする中小企業・小規模事業者に対する支援等の拡充に取り組むことを強く要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

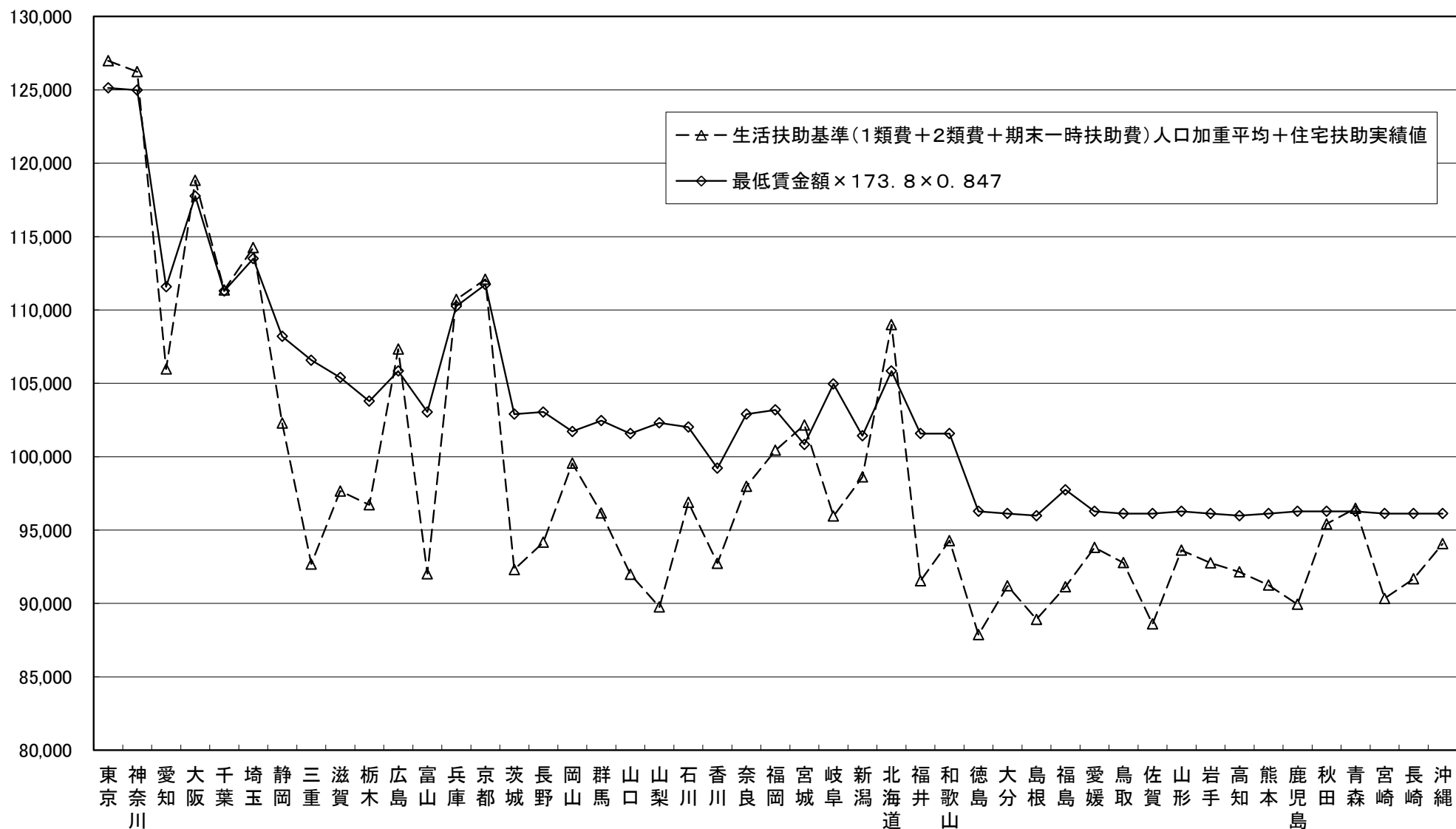
なお、下記1及び2の公益委員見解については、労使双方ともそれぞれ主張と離れた内容となっているとし、不満の意を表明した。

## 記

(以下、別紙1と同じ)

# 生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は12~19歳単身である。

注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータは平成23年度、最低賃金のデータは平成24年度のもの。

注4)0.847は時間額645円で月173.8時間働いた場合の平成23年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

別添